

8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	製 造 場 (課 税)	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量				販 売 業 者 の 販 売 数 量		平 成 20 年 3 月 31 日 現 在 販 売 業 者 の 手 持 数 量	消 費 者 に 対 す る 販 売 数 量 計 ①+②
		製 造 場 の 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者 ①	販 売 業 者	消 費 者 ②		
清 酒	kℓ XXX	kℓ XXX	kℓ XXX	kℓ XXX	kℓ XXX	kℓ 1,962	kℓ XXX	kℓ 186	kℓ 895
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	326	296	45	296
連 続 式 蒸 留 し ょ う ち ゅ う	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	261	XXX	53	210
単 式 蒸 留 し ょ う ち ゅ う	119	11,796	12,096	1,038	836	56,478	13,687	2,229	14,523
み り ん	-	-	-	-	-	645	602	99	602
ビ ー ル	-	23,001	3,913	86	113	48,828	22,169	1,715	22,282
果 実 酒	-	-	11	1	38	1,906	1,556	301	1,594
甘 味 果 実 酒	-	-	20	11	64	291	80	36	144
ウ イ ス キ ー	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	317	XXX	66	184
ブ ラ ン デ ー	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	40	XXX	7	26
発 泡 酒	-	15,377	1,973	6	28	63,703	30,011	1,903	30,039
原 料 用 アル コ ー ル ・ ス ピ リ ッ ツ	0	23	40	6	7	2,433	1,081	173	1,088
リ キ ュ ー ル	0	9,641	545	18	23	31,258	15,612	1,516	15,634
そ の 他 の 醸 造 酒	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	16,264	XXX	936	7,345
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	119	59,836	18,616	1,172	1,113	224,715	93,751	9,264	94,864

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の販売（消費）数量を示したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
平成 15 年 度	kℓ 856	kℓ 246	kℓ 15,315	kℓ 27,138	kℓ 48,411	kℓ 91,966
平成 16 年 度	951	312	14,535	41,371	58,139	115,308
平成 17 年 度	931	345	14,889	22,600	54,681	93,446
平成 18 年 度	900	321	13,783	20,229	55,698	90,931
平成 19 年 度	895	296	14,733	22,282	56,658	94,864

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

(注) 2 しょうちゅうの販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計（平成17年度以前の計数については甲類及び乙類の合計）である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 しょうちゅう	単式蒸留 しょうちゅう	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
那覇	277	47	47	4,039	187	5,595	409	33	50	6	8,040	321	4,668	2,264	25,984	那覇
宮古島	31	6	5	613	26	500	32	4	4	1	1,152	57	600	295	3,326	宮古島
石垣	45	10	14	959	22	1,508	71	5	7	1	1,414	58	750	395	5,259	石垣
北那覇	208	176	76	3,496	216	5,400	585	16	50	9	6,405	223	3,130	1,547	21,539	北那覇
名護	65	12	14	1,636	40	3,004	119	67	16	2	3,055	101	1,186	570	9,886	名護
沖縄県計	269	45	54	3,780	111	6,275	378	19	57	7	9,973	328	5,300	2,274	28,870	沖縄県計
沖縄県計	895	296	210	14,523	602	22,282	1,594	144	184	26	30,039	1,088	15,634	7,345	94,864	沖縄県計
総計	895	296	210	14,523	602	22,282	1,594	144	184	26	30,039	1,088	15,634	7,345	94,864	総計

- (注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。
2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新規 免許場数	免許 取消場数	免許 消滅場数	本年度末 免許場数													(A)のうち 試験のための 免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数			
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計(A)						
清 酒	4	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	-	内 3	4	
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-
連続式蒸留しょうちゆう	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	2	内 -	2
単式蒸留しょうちゆう	51	1	1	-	5	1	11	8	6	6	5	6	3	-	-	-	-	51	5	51	内 5	51	
み り ん	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	内 2	2	
ビ ー ル	6	-	-	-	2	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	2	4	内 2	6	
果 実 酒	10	1	-	-	6	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	11	6	-	内 6	11	
甘 味 果 実 酒	10	1	-	1	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	10	5	2	内 4	9	
ウ イ ス キ ー	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	内 -	4	
ブ ラ ン デ ー	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	2	-	内 2	3	
原 料 用 ア ル コ ー ル	28	-	1	-	6	1	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	15	27	1	-	内 1	27	
発 泡 酒	11	-	1	1	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	9	3	-	内 2	8
そ の 他 の 醸 造 酒	5	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	4	-	内 4	5	
ス ビ リ ッ ツ	60	-	2	1	17	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	57	5	2	内 5	57	
リ キ ュ ー ル	27	3	2	-	12	1	7	1	-	-	-	-	-	-	1	-	6	28	4	1	内 4	27	
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-	
雑 酒	18	-	1	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	15	4	-	内 4	14	
合 計	241	6	8	5	76	5	28	12	6	7	5	6	3	1	2	83	234	46	62	内 44	230		
各酒類を 通じたもの	平成 15 年度	-	-	-	-	6	1	13	12	9	4	3	7	3	-	1	1	60	5	-	内 -	59	
	平成 16 年度	-	-	-	-	9	-	12	6	14	6	3	7	4	-	1	-	62	6	-	内 -	61	
	平成 17 年度	-	-	-	-	8	-	12	7	13	8	4	4	4	-	1	1	62	6	-	内 -	61	
	平成 18 年度	-	-	-	-	7	1	13	7	10	8	5	6	3	-	1	1	62	6	-	内 6	61	
	平成 19 年度	-	-	-	-	7	2	12	11	7	6	5	6	3	-	1	2	62	6	-	内 6	61	

調査対象等：平成20年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成19年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
- 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
- 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自己の 製造した 酒類の びん詰	共同の びん詰 場			設 置 可 を 受 け た も の	設 置 可 を 受 け な い も の		
清酒	場	場	場	場	場	場	場	場
合成清酒	-	-	-	3	-	-	3	-
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	-	3	-	-	3	-
単式蒸留しょうちゅう	4	1	-	3	11	-	19	17
みりん	-	-	-	3	-	-	3	-
ビール	-	-	-	3	-	-	3	1
果実酒	-	-	-	3	-	-	3	-
甘味果実酒	-	-	-	3	-	-	3	1
ウイスキー	-	-	-	3	1	-	4	-
ブランデー	-	-	-	3	-	-	3	-
原料用アルコール	2	-	-	2	5	-	9	-
発泡酒	-	-	-	3	-	-	3	-
その他の醸造酒	-	-	-	3	-	-	3	-
スピリッツ	4	1	-	3	11	-	19	-
リキュール	1	1	-	3	4	-	9	-
粉末酒	-	-	-	2	-	-	2	-
雑酒	-	-	-	3	-	-	3	-
合計	11	3	-	49	32	-	95	19
うち実蔵置場数	4	1	-	3	11	-	19	-

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成20年3月31日

用語の説明：1 酒母とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
1	1

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	1	-
もろみ	4	-

(3) 販売業免許場数

区 分		本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数	
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計			
販卸 売売 方に 法限 る旨 の条 件が 付さ れて いさ れな いて いる もの 及び の	全 酒 類	11	1,850	1,861	14	1,827	
	ビ ー ル	-	-	-	-	-	
	洋 酒	6	2	8	-	6	
	輸 出 入 酒 類	7	6	13	-	13	
	自製酒類	清 酒 ・ み り ん	-	-	-	-	-
		合成清酒・しょうちゅう	8	9	17	-	17
		ビ ー ル	1	-	1	-	-
		洋 酒	2	1	3	-	2
		計	11	10	21	-	19
	そ の 他 の 酒 類	1	6	7	-	5	
	合 計	36	1,874	1,910	14	1,870	
合 計 の ち	小売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	
	卸売業者の共同購入機関	1	-	1	-	1	
	製造者の共同販売機関	-	-	-	-	-	
販の 売条 件方 法に 付に さ小 れ売 てに 限る もの 旨の	全 酒 類	一 般 の も の			2,091	26	1,557
		期 限 付			-	-	-
		特 殊 の も の			2	-	1
		計			2,093	26	1,558
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の			235	4	197
		期 限 付			-	-	-
		特 殊 の も の			-	-	-
		通信販売だけのもの			20	-	11
		薬用酒だけのもの			-	-	-
		計			255	4	208
合 計			2,348	30	1,766		
媒 介 業			4	-	2		
代 理 業			-	-	-		

調査時点：平成20年3月31日

- 用語の説明：
- 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 3 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 4 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製造																								販売業免許場数				税務署名													
	清酒		合成清酒		連続式蒸留しょうちゆう		単式蒸留しょうちゆう		みりん		ビール		果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ			リキュール		粉末酒		雑酒		合計		酒類卸売業		酒類小売業		
	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数		免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	販売場数	販売業者数	販売場数	販売業者数			
那覇	-	-	-	-	-	-	7	7	-	-	2	2	1	-	1	1	-	-	-	-	-	6	-	2	-	-	-	8	-	6	1	-	-	2	-	35	11	450	449	750	536	那覇
宮古島	-	-	-	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	1	-	-	-	-	14	7	156	150	115	91	宮古島		
石垣	-	-	-	-	-	-	10	10	-	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	5	-	1	-	-	-	10	-	3	-	-	3	-	35	11	149	147	183	145	石垣		
北那覇	2	-	-	-	-	-	9	9	1	-	1	-	3	-	3	-	1	-	2	-	6	-	2	-	2	-	11	2	7	-	-	3	-	53	11	297	289	413	332	北那覇		
名護	-	-	-	-	-	-	11	11	-	-	1	1	2	-	2	1	1	-	-	-	5	-	2	-	1	-	13	-	6	-	-	3	-	47	13	402	396	328	270	名護		
沖縄	2	-	-	-	2	2	7	7	1	-	1	-	4	-	3	-	2	-	1	-	5	-	2	-	2	-	9	-	5	-	-	4	-	50	9	446	439	559	392	沖縄		
沖縄県計	4	-	-	-	2	2	51	51	2	-	6	4	11	-	10	2	4	-	3	-	27	-	9	-	5	-	57	2	28	1	-	15	-	234	62	1,910	1,870	2,348	1,766	沖縄県計		
総計	4	-	-	-	2	2	51	51	2	-	6	4	11	-	10	2	4	-	3	-	27	-	9	-	5	-	57	2	28	1	-	15	-	234	62	1,910	1,870	2,348	1,766	総計		

(注) 1 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。